東京都保育士等キャリアアップ補助金



令和８年４月１日

東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課

目次

東京都保育士等キャリアアップ補助金とは …… 3
キャリアアップ補助金Ⅰとは …… 5
キャリアアップ補助金Ⅱとは …… 9
補助金の算定方法 …… 21
交付条件 …… 22
交付停止となる場合 …… 29
交付要綱等 …… 30
補助金の調査・監査 …… 31
補助金スケジュール …… 32
お問い合わせ …… 33



東京都保育士等キャリアアップ補助金とは

■ 東京都保育士等キャリアアップ補助金の目的

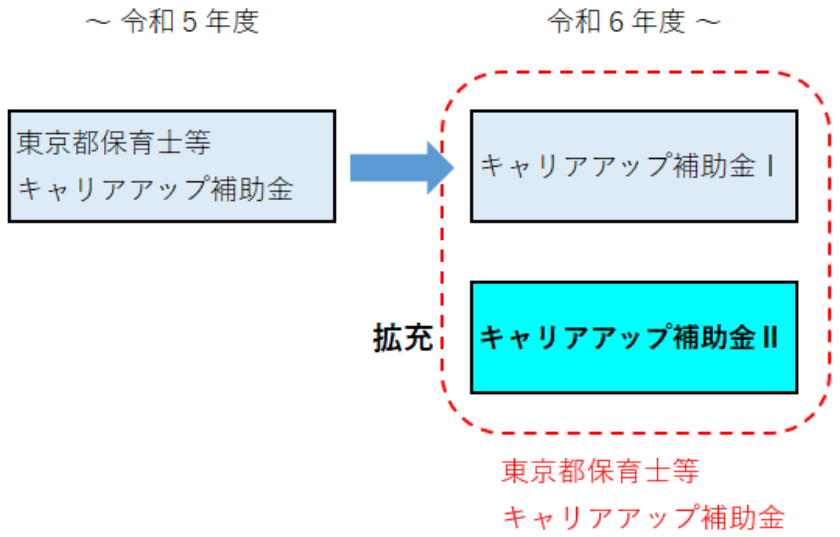
東京都保育士等キャリアアップ補助金の目的は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることです。

■ 東京都保育士等キャリアアップ補助金の種類

（１）キャリアアップ補助金Ⅰ　→　詳細は５ページ以降

（２）キャリアアップ補助金Ⅱ　→　詳細は11ページ以降

※　令和６年度からキャリアアップ補助金を拡充し、
従来のキャリアアップ補助金を「キャリアアップ補助金Ⅰ」、
拡充部分を「キャリアアップ補助金Ⅱ」としました。



東京都保育士等キャリアアップ補助金とは

■ 東京都保育士等キャリアアップ補助金の交付条件

（１） キャリアパス要件

（２） 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表

（３） 情報公開等の取組

①モデル賃金等の公表、②財務情報の公表、③キャリアアップ補助金Ⅰによる非常勤職員の賃金改善

⇒　これらの条件を満たさない場合、交付額が大きく減額されます。　→　詳細は26ページ以降

※ 上記のうち、「福祉サービス第三者評価受審・結果の公表」と
非常勤職員を雇用している場合の「キャリアアップ補助金Ⅰによる
非常勤職員の賃金改善」の未実施により交付額が減額される事例が
過去にありましたので、ご注意ください。



キャリアアップ補助金Ⅰとは

■ キャリアアップ補助金Ⅰの対象経費

キャリアアップ補助金Ⅰの交付の対象となる経費は、交付対象施設に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費に充てていただけます。ただし、算定した交付額の２分の１以上の額は、賃金改善に要した経費としてください。

■　キャリアアップ補助金Ⅰは、半分以上を賃金改善に充てていただく必要がありますが、残りの部分については、施設に勤務する職員の人件費に充てていただくことが可能です。

【人件費充当分として使える費用】

職員給与（各種手当など含む）、職員賞与、非常勤職員給与、派遣職員費、

退職給付費用、法定福利費　など

※　賃金改善に伴う法定福利費の上昇分については、賃金改善分として算定できます。

※　社会福祉法人等以外の法人が設置主体の認可保育所は、補助金の窓口が区市町村（間接補助）となりますが、この場合はキャリアアップ補助金Ⅰの全額を職員の賃金改善に充てていただく必要があります。詳細は、施設所在の区市町村へお問い合わせください。

キャリアアップ補助金Ⅰとは（モデルケース）

施設情報

・利用定員　９０名

・キャリアパス要件に適合

・第三者評価受審･公表を３年に１度以上実施

・情報公開等の取組を実施

各年齢の各月初日の在籍児童数の合計

0歳児 120名、1歳児 121名、2歳児 180名

3歳児 178名、4･5歳児 480名

【参考】入所児童１人あたりの月額単価

定員区分81から90人

４歳以上児	5,040円
３歳児	6,020円
１，２歳児	13,440円
乳児	24,080円

（各月初日の在籍児童数の合計）×（月額単価）＝補助基本額

０歳児	120名	×	24,080円	＝	2,889,600円
１歳児	121名	×	13,440円	＝	1,626,240円
２歳児	180名	×	13,440円	＝	2,419,200円
３歳児	178名	×	6,020円	＝	1,071,560円
４・５歳児	480名	×	5,040円	＝	2,419,200円
				小計	10,425,800円

キャリアパス要件に応じた調整	なし
第三者評価の受審･公表に応じた調整	なし
情報公開等の取組に応じた調整	なし

減算なし

補助基本額　10,425,800円

下３桁切り捨て

申請額（年額）　10,425,000円

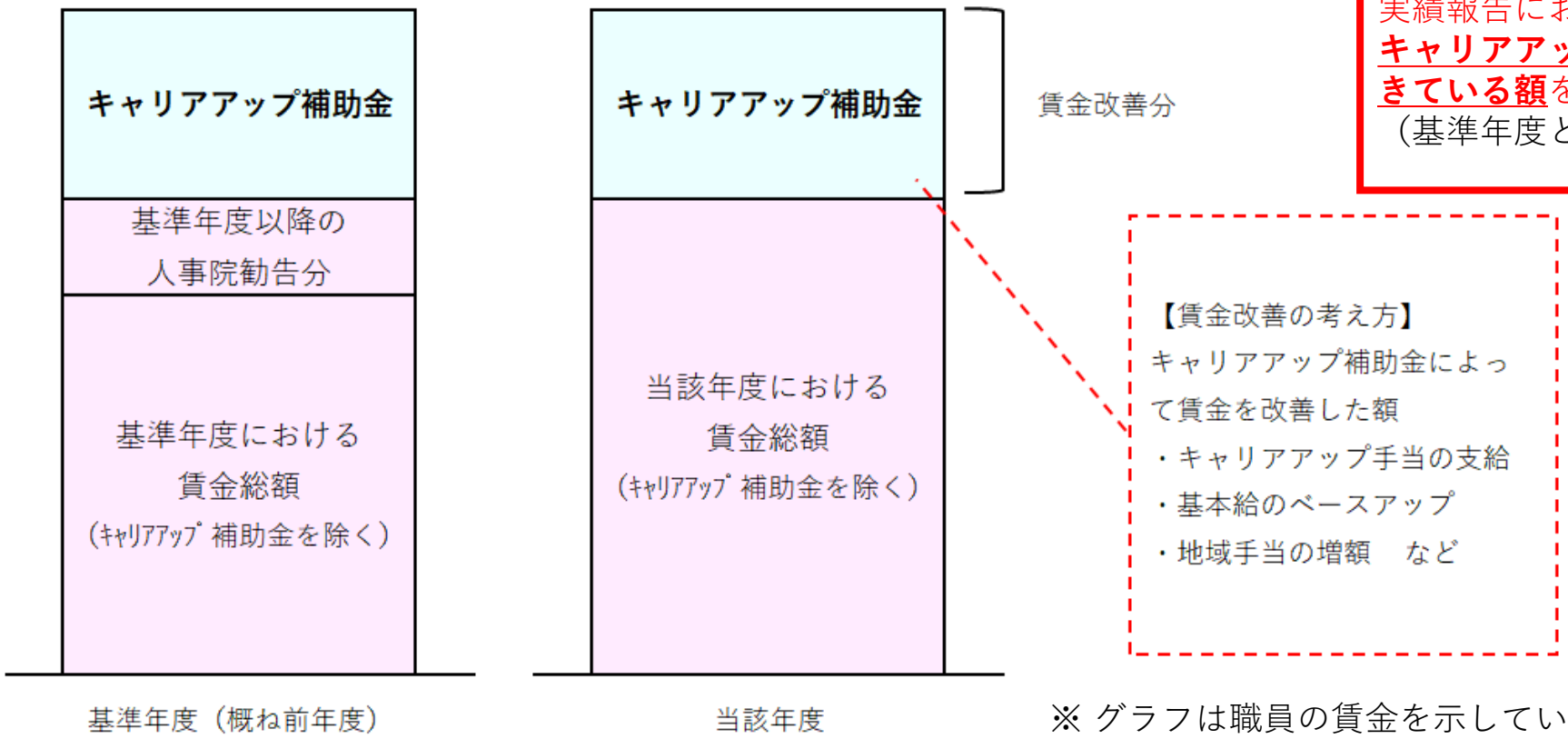
キャリアアップ補助金Ⅰとは（単価表）

入所児童１人あたり月額

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人	４歳以上児	12,880
	３歳児	13,860
	１、２歳児	21,280
	乳児	31,920
21人から30人まで	４歳以上児	9,380
	３歳児	10,360
	１、２歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	４歳以上児	7,700
	３歳児	8,680
	１、２歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	４歳以上児	7,420
	３歳児	8,400
	１、２歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	４歳以上児	6,440
	３歳児	7,420
	１、２歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から70人まで	４歳以上児	5,880
	３歳児	6,860
	１、２歳児	14,280
	乳児	24,920
71人から80人まで	４歳以上児	5,460
	３歳児	6,440
	１、２歳児	13,860
	乳児	24,500
81人から90人まで	４歳以上児	5,040
	３歳児	6,020
	１、２歳児	13,440
	乳児	24,080
91人から100人まで	４歳以上児	4,200
	３歳児	5,180
	１、２歳児	12,600
	乳児	23,240
101人から110人まで	４歳以上児	4,060
	３歳児	5,040
	１、２歳児	12,460
	乳児	23,100
111人から120人まで	４歳以上児	3,920
	３歳児	4,900
	１、２歳児	12,320
	乳児	22,960
121人から130人まで	４歳以上児	3,780
	３歳児	4,760
	１、２歳児	12,180
	乳児	22,820
131人から140人まで	４歳以上児	3,640
	３歳児	4,620
	１、２歳児	12,040
	乳児	22,680
141人から150人まで	４歳以上児	3,500
	３歳児	4,480
	１、２歳児	11,900
	乳児	22,540
151人から160人まで	４歳以上児	3,500
	３歳児	4,480
	１、２歳児	11,900
	乳児	22,540
161人から170人まで	４歳以上児	3,500
	３歳児	4,480
	１、２歳児	11,900
	乳児	22,540
171人以上	４歳以上児	3,360
	３歳児	4,340
	１、２歳児	11,760
	乳児	22,400

キャリアアップ補助金Ⅰとは（賃金改善の考え方）

令和2年度以降



実績報告においては、**当該年度の賃金のうち、キャリアアップ補助金があることによって改善できている額**を賃金改善額とみなします。
（基準年度との比較はしません）

※ グラフは職員の賃金を示しています。

○ 令和２年度の処遇改善等加算における基準年度の見直しに伴い、処遇改善等加算Ⅰとキャリアアップ補助金の賃金改善額の算出方法が異なることとなったため、処遇改善等加算Ⅰとキャリアアップ補助金の実績報告を切り分けました。

○ そのためキャリアアップ補助金Ⅰの実績報告においては、処遇改善等加算を使い切ったかどうかは確認しません。
また、基準年度との賃金比較は、処遇改善等加算の実績報告で確認するため、キャリアアップ補助金の実績報告では確認しません。

○ キャリアアップ補助金Ⅰによる賃金改善額は、加算年度において、キャリアアップ補助金Ⅰがなかった場合との比較により　算出します。実績報告においては、別途賃金改善の方法や、各職員の賃金改善の額を報告することとしています。

キャリアアップ補助金Ⅱとは

■ キャリアアップ補助金Ⅱとは

「キャリアアップ補助金Ⅱ」は、処遇改善等加算区分３における加算対象人数の上限（園長・主任保育士を除く保育士等全体の1/5）を超えて、職務分野別リーダーを配置した場合の処遇改善に要する経費（月額５千円）を支援する補助金です。

■ キャリアアップ補助金Ⅱの対象経費

賃金改善額及び賃金改善による法定福利費等の事業主負担増加額

■ キャリアアップ補助金Ⅱの算定方法

加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数

※ 加算対象人数の算定方法

（令和７年度まで）基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5

（令和８年度以降）基礎職員数－人数A －人数B

令和８年度より、上記のとおり算定方法の改正を行います。

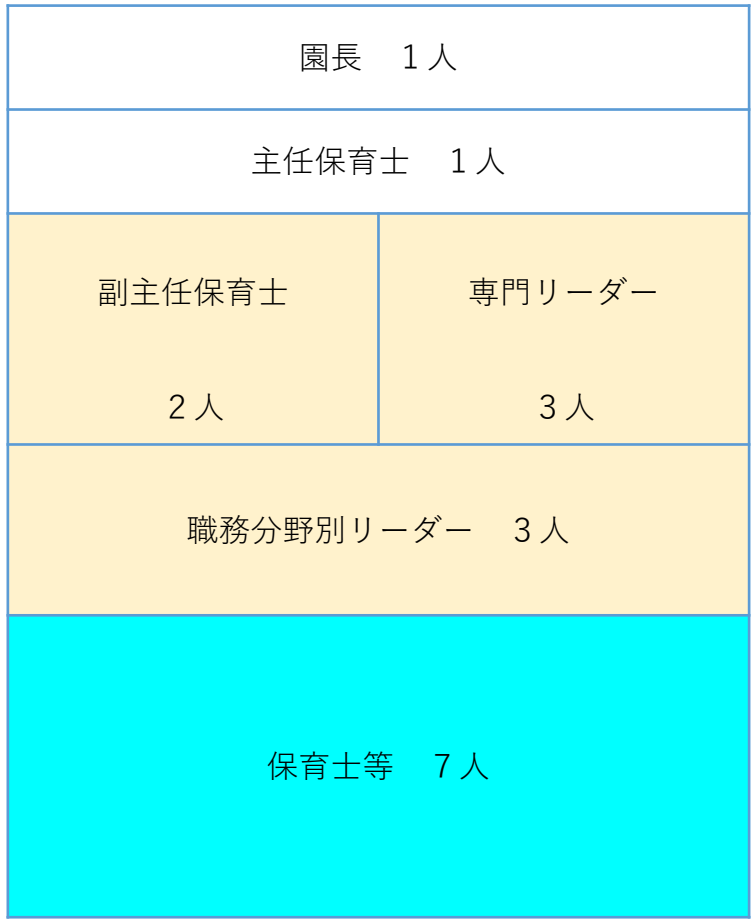
これにより、基礎職員数のうち、人数A・人数Bに該当しない部分全てについて、キャリアアップ補助金Ⅱの算定対象となります。

※ 基礎職員数

基礎職員数とは、処遇改善等加算区分３の適用申請様式（加算算定対象人数等認定申請書（区分３（質の向上分））））にて算定する「加算対象人数の基礎となる職員数」のことで、「園長･主任保育士を除く職員」を想定しています。

キャリアアップ補助金Ⅱとは（イメージ）

■ キャリアアップ補助金Ⅱ　イメージ



＜標準規模の保育園（定員90人）の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長１人、主任保育士１人、保育士12人、
調理員等３人　合計17人

処遇改善等加算区分３の対象職員

月額４万円以下の処遇改善の対象者（人数Ａ）
・副主任保育士･専門リーダー･中核リーダー及びこれらに相当する職位
・園長と主任保育士を除く保育士等全体のおおむね１／３（５／１５）の人数

月額５千円の処遇改善の対象者（人数Ｂ）
・職務分野別リーダー･若手リーダー及びこれらに相当する職位
・園長と主任保育士を除く保育士等全体のおおむね１／５（３／１５）の人数

月額５千円の処遇改善の対象者
・職務分野別リーダー･若手リーダー及びこれらに相当する職位
・基礎職員数から人数Aと人数Bを引いた額

キャリアアップ補助金Ⅱの対象職員

キャリアアップ補助金Ⅱとは（要件）

■ 要件１　職務分野別リーダーとしての発令や職務命令

「職務分野別リーダー」は、あくまで例としてお示ししたものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これ以外の名称を使用することも可能です。

■ 要件２　経験年数が概ね３年以上

経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が３年未満の職員であっても、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。

■ 要件３　キャリアアップ研修１分野以上修了している

年度途中で研修を修了した場合であっても、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象となります。この場合、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善が受けられるのは、研修修了日（研修修了証の交付日）の翌月（修了日が１日である場合は当月）からとなります。（講義を受講した日が研修修了日となるわけではありません。）



キャリアアップ補助金Ⅱとは（モデルケース）

施設情報

・基礎職員数が20人の場合

・キャリアパス要件に適合

・第三者評価受審･公表を３年に１度以上実施

・情報公開等の取組を実施

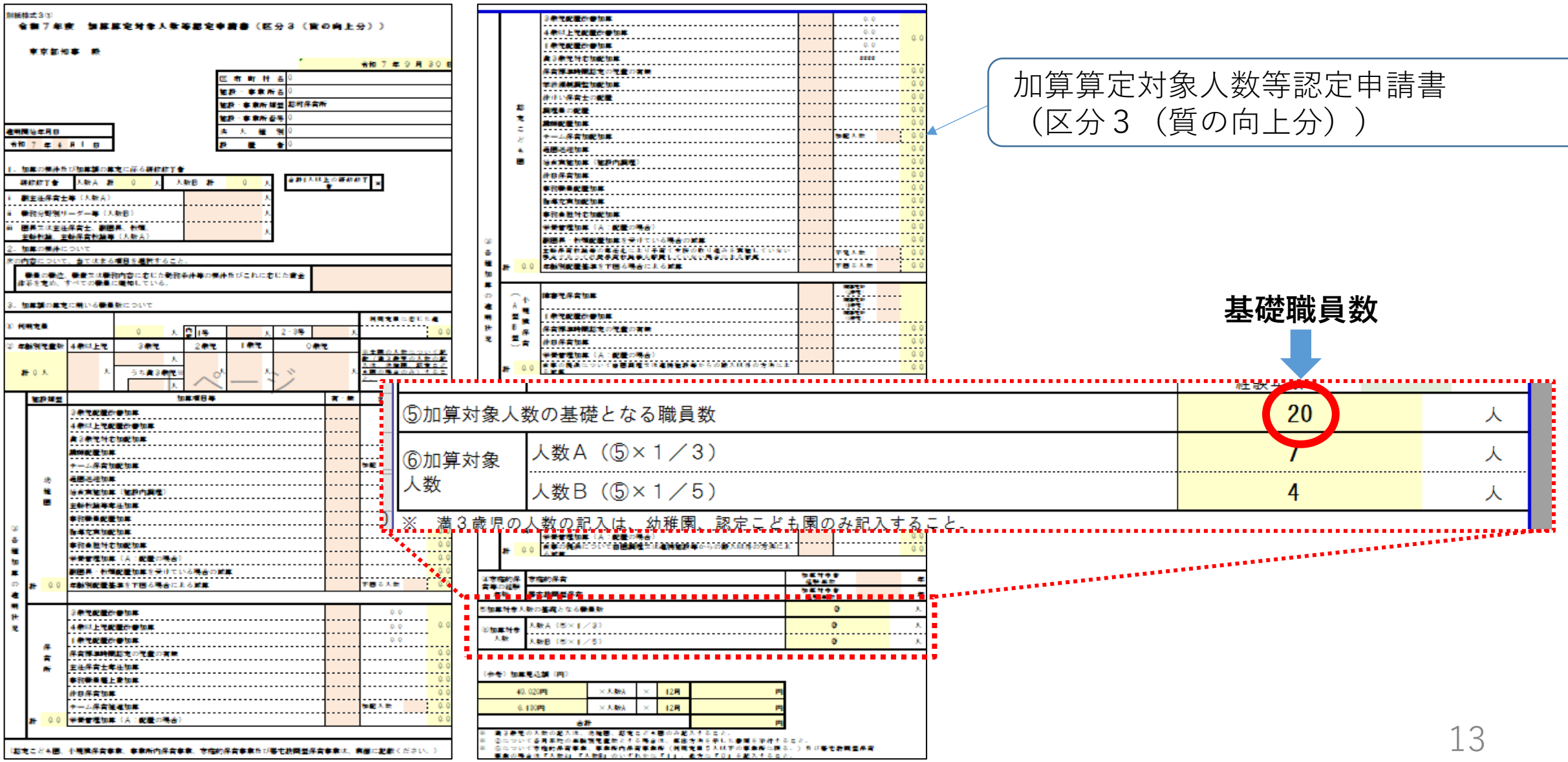
加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数

➡ ９人×６，１３０円×１２か月＝６６２，０４０円

基礎職員数	20	・・・ 処遇改善等加算区分３の適用申請様式（加算算定対象人数等認定申請書）にて算定する「加算対象人数の基礎となる職員数」
人数A	7	・・・ 処遇改善等加算区分３の加算算定対象人数（人数A）
人数B	4	・・・ 処遇改善等加算区分３の加算算定対象人数（人数B）
加算対象人数	9	・・・ キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数
補助単価	6,130	・・・ キャリアアップ補助金Ⅱの補助単価
賃金改善実施期間の月数	12	・・・ キャリアアップ補助金Ⅱの賃金改善を実施する期間
補助基本額	662,040	・・・ キャリアアップ補助金Ⅱの補助基本額



キャリアアップ補助金Ⅱとは（基礎職員数・人数A・人数B）



加算算定対象人数等認定申請書
（区分３（質の向上分））

基礎職員数

⑤加算対象人数の基礎となる職員数		20	人
⑥加算対象人数	人数Ａ（⑤×１／３）	7	人
	人数Ｂ（⑤×１／５）	4	人

※　満３歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。

キャリアアップ補助金Ⅱとは（職員への賃金改善（配分）方法について）

■ **キャリアアップ補助金Ⅱ**の職員への賃金改善（配分）方法ついて

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は原則5,000円。ただし、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額５千円以上４万円未満の改善額とすることも可能

処遇改善等加算区分３

副主任保育士等（人数Ａ）



40,000円　40,000円　40,000円　35,000円　28,000円

職務分野別リーダー等（人数Ｂ）



≧ 22,000円　5,000円　5,000円

キャリアアップ補助金Ⅱ

職務分野別リーダー等



10,000円　5,000円　5,000円　5,000円

処遇改善等加算区分３による賃金改善を受けている職員は、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受けることはできません。

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は、副主任保育士等（処遇改善等加算区分３の人数Ａ）の賃金改善額の最低額を上回ってはいけません。
※ ただし、主任保育士に賃金改善をする場合に、職務分野別リーダー等の賃金改善額が、主任保育士の賃金改善額を上回ることは差支えありません。

キャリアアップ補助金Ⅱとは（賃金改善のパターン）

■ パターン１

※ 人数A＝５人、人数B＝３人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数＝７人（補助額は７人×5,000円＝35,000円）　のケース。

・処遇改善等加算区分３により、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bよりも多い人数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。

・キャリアアップ補助金Ⅱを活用することにより、 40,000円未満だった職員への賃金改善額を増額し、人数Bによる賃金改善の対象職員を減らす。処遇改善等加算区分３の対象から外した職員をキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象とし、これを含めキャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前

副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

▶

キャリアアップ補助金Ⅱ活用後

副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	5,000	5,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任＝処遇改善等加算区分３の人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー＝処遇改善等加算区分３の人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充＝キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

キャリアアップ補助金Ⅱとは（賃金改善のパターン）

■ パターン２

※ 人数A＝５人、人数B＝３人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数＝７人（補助額は７人×5,000円＝35,000円）　のケース。

・処遇改善等加算区分３により、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ賃金改善を行うが一部は5,000円を超える賃金改善を行っていた。

・キャリアアップ補助金Ⅱを活用することにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				

▶

キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任＝処遇改善等加算区分３の人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー＝処遇改善等加算区分３の人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充＝キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

キャリアアップ補助金Ⅱとは（賃金改善のパターン）

■ パターン３

※ 人数A＝５人、人数B＝３人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数＝７人（補助額は７人×5,000円＝35,000円）　のケース。

・処遇改善等加算区分３により、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ賃金改善を行うが一部は5,000円を超える賃金改善を行っていた。

・キャリアアップ補助金Ⅱを活用することにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数よりもすくない職員を新たに職務分野別リーダーに任命し賃金改善を行うが、一部は5,000円を超える賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				

▶

キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	
	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

副主任＝処遇改善等加算区分３の人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー＝処遇改善等加算区分３の人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充＝キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

キャリアアップ補助金Ⅱとは（賃金改善のパターン）

■ パターン４

※ 基礎職員数１５人、**人数A＝４人（研修修了人数が基礎職員数×1/3に達していない）**
人数B＝３人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数**８人**
（補助額は８人×5,000円＝40,000円）のケース。

・処遇改善等加算区分３により、人数Aと同数の副主任保育士等へ40,000円の賃金改善、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。

・キャリアアップ補助金Ⅱを活用することにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し、5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前					
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	
	40,000	40,000	40,000	40,000	
リーダー	Eさん	Fさん	Gさん		
	5,000	5,000	5,000		

▶

キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん			
	40,000	40,000	40,000	40,000			
リーダー	Eさん	Fさん	Gさん				
	5,000	5,000	5,000				
都拡充	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	Oさん						
	5,000						

副主任＝処遇改善等加算区分３の人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー＝処遇改善等加算区分３の人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充＝キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

キャリアアップ補助金Ⅱとは（賃金改善のパターン）

■ パターン５

※ 基礎職員数１５人、人数A＝５人、
人数B＝２人（研修修了人数が基礎職員数×1/5に達していない）ケース。

・処遇改善等加算区分３により、人数Aと同数の副主任保育士等へ40,000円の賃金改善、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。

・人数Bについて、研修修了人数が基礎職員数×1/5に達しておらず、人数Bの上限を超えて職務分野別リーダーを配置することが不可能なため、**キャリアアップ補助金Ⅱの対象とならない。**

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前

副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	
	40,000	40,000	40,000	40,000	
リーダー	Aさん	Bさん	Cさん		
	5,000	5,000	5,000		

▶

キャリアアップ補助金Ⅱ活用後

副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん			
	40,000	40,000	40,000	40,000			
リーダー	Aさん	Bさん	Cさん				
	5,000	5,000	5,000				
都拡充	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善不可						

副主任＝処遇改善等加算区分３の人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー＝処遇改善等加算区分３の人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充＝キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

キャリアアップ補助金Ⅱとは（賃金改善のポイント）

■ キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、**役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給の改善により行います。**
そのため、残額が発生した場合は、返還していただくことになります。
残額が発生した場合に一時金として支払うことは認められません。

■ **キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の金額は、その名称や内訳等を明確に管理してください。**

■ **キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は、原則月額5,000円**ですが、
各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5,000円以上40,000円未満の改善額とすることも可能です。詳細はスライド14ページを確認してください。
なお、5,000円未満の賃金改善はできません。

■ **キャリアアップ補助金Ⅱにより、研修修了見込みの者の賃金改善を行うことはできません。**
処遇改善等加算区分３の配分とは取り扱いが異なるため、ご注意ください。
キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善が受けられるのは、研修修了日（研修修了証の交付日）の翌月（修了日が１日である場合は当月）からとなります。

補助金の算定方法

東京都保育士等キャリアアップ補助金の交付申請額は以下のとおり算定します。

キャリアアップⅠ　**各月初日の在籍児童数の合計　×　月額単価　×　調整率**（※）＝ **交付申請額**
キャリアアップⅡ　**加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数×調整率**（※）＝**交付申請額**

※ 以下の要件を満たしていない場合は交付額が減算となります。

① キャリアパス要件等に応じた調整率
→ キャリアパス要件を満たしていない場合は× 0
② 第三者評価受審の取組に応じた調整率
→ ３年に１度以上第三者評価を受審・結果公表していない場合は×0.5
③ 情報公開等の取組に応じた調整率
→モデル賃金等の情報公開等の取組をしていない場合は×0.5

東京都保育サービス推進事業補助金の交付申請額は以下のとおり算定します。

該当の加算項目ごとに算定された額（※）の合計額　＝　交付申請額

※ 各加算項目における算定方法は「各加算項目等説明資料」をご確認ください。

交付条件１　キャリアパス要件に応じた調整

下記の要件を満たしていない場合、補助金は補助算定額に０を乗じた額になります。つまり、**補助金を受け取ることはできません。**

１　次に掲げる要件の全てに適合すること。

（１）施設職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

（２）（１）に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

（３）（１）及び（２）の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）に周知していること。

２　次に掲げる要件の全てに適合すること。

（１）施設職員の職務内容等を踏まえ、施設職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。

ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。

イ　保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。

（２）（１）について、全ての施設職員に周知していること。

（３）上記（１）及び（２）を満たした上で、キャリアパス要件届出書を提出していることまたは処遇改善加算区分３を受けていること。

交付条件2　福祉サービス第三者評価の受審･公表に応じた調整　①

東京都福祉サービス第三者評価制度について

東京都では、利用者のサービス選択を容易にし、事業の透明性が確保される情報を提供すること、事業者のサービスの質を向上させる取組を促すことを目的として、福祉サービス第三者評価制度を実施しています。

【福祉サービス第三者評価】

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、事業所におけるサービスの内容、組織のマネジメント力等を評価し、下記①、②を併せて実施する。

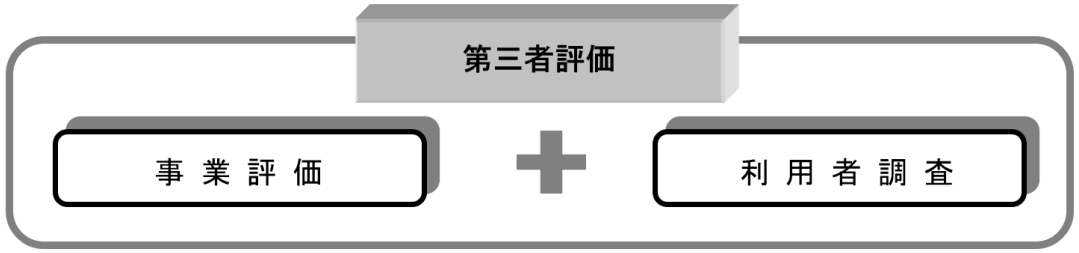
① 事業評価　：評価機関の評価者が事業所を訪問して、サービスの内容、組織のマネジメント力等を把握する。

② 利用者調査：利用者のサービスに対する意向等を把握する。

注意！！

利用者調査のみでは交付条件を満たすことにはなりません。

当交付条件を満たしていない場合は、補助額が半額になってしまうため、ご注意ください。



交付条件2　福祉サービス第三者評価の受審･公表に応じた調整　②

福祉サービス第三者評価受審・結果の公表について

○　第三者評価の受審・結果の公表は利用者サービス向上に向けた取組の基本であることから、保育士等キャリアアップ補助金の交付要件となっています。

○　第三者評価の受審・結果の公表は少なくとも３年に１度は必ず実施してください。

福祉サービス第三者評価未実施の場合の取扱いについて

○　第三者評価の受審・結果の公表を３年に１度行わない場合は、保育士等キャリアアップ補助金が５０％減額となります。（交付条件１で算定された額の２分の１の額となります）

※　利用者調査のみの実施では、第三者評価の受審とはなりません。

新規開設施設の取扱い

○　令和８年４月１日に開設した施設は、令和１０年度末（令和１１年３月３１日）までに第三者評価の受審・結果の公表をする必要があります。

令和８年度途中（令和８年４月２日～令和９年３月３１日）に開設した施設は、令和９年４月１日に開設する施設と同様の取扱いになります。

交付条件2　福祉サービス第三者評価の受審･公表に応じた調整　③

３年に１度の受審･公表の考え方について

	３年前	２年前	昨年度	交付年度	交付年度の減額の有無
1	**受審**	未受審	未受審	未受審	**減　額**
2	未受審	**受審**	未受審	未受審	**減額なし**
3	未受審	未受審	**受審**	未受審	**減額なし**
4	未受審	未受審	未受審 ※１	**受審**	**減額なし**
5		４月１日に開設	未受審	**受審**	**減額なし**
6		４月１日に開設	未受審	未受審	**減　額**
7		年度途中に開設 ※２	未受審	未受審	**減額なし**

※１　No.４の施設は昨年度は減算となる　　※２　年度途中の開設は翌年度当初に開設したものとみなす

交付条件３　情報公開等の取組に応じた調整　① 財務情報等の公表



【目的】

保育士等キャリアアップ補助金及び保育サービス推進事業補助金の交付対象施設について、施設運営の収支等を明らかにすることにより運営の透明性を確保する。

【公表内容】

交付対象年度及び前年度の施設の収支等（※）

※職員の平均経験年数、人件費の割合等を含む。

【公表方法】

①　作成した公表様式を各補助金の実績報告と併せて東京都に提出→　「とうきょう福祉ナビゲーション」に掲載

②　公表様式を利用者にとって見やすい場所に掲示

③　施設の全ての職員に公表内容を周知

【公表しない場合の取扱い】

① 施設での公表をしない場合

→ 保育士等キャリアアップ補助金及び保育サービス推進事業補助金の交付決定を取り消す。

② 「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表をしない場合

→ 保育士等キャリアアップ補助金の交付額が２分の１になる。

交付条件３　情報公開等の取組に応じた調整　②　モデル賃金等の公表

【目的】

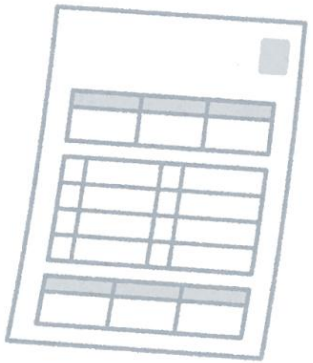
保育士等キャリアアップ補助金の交付対象施設について、
キャリアアップの仕組みが構築されていることの情報公開を推進すること。

【公表内容】

① 施設における保育従事職員のモデル賃金

② 施設における職員一人あたりの賃金月額

（保育従事者（常勤職員、非常勤職員）、保育従事者以外）



【公表方法】

① 公表要領に定める別記様式１及び様式１を東京都に提出

② 東京都が「とうきょう福祉ナビゲーション」において公表

【公表しない場合の取扱い】

保育士等キャリアアップ補助金の交付額が２分の１になる。

交付条件３　情報公開等の取組に応じた調整　　③　非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善

【内容】

　キャリアアップ補助金Ⅰの補助金の交付額について、交付対象施設に勤務する非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善に要する経費に充て、実績報告書により賃金改善額等を報告すること。

【賃金改善を行わない場合の取扱い】

　保育士等キャリアアップ補助金の交付額が２分の１になる。

※園に非常勤職員（保育従事職員）がいない場合は、２分の１にはなりません。

※ キャリアアップ補助金Ⅱによる非常勤職員への賃金改善は、要件とはなっておりません。



交付停止となる場合

以下のような場合には、各補助金の一部又は全部を交付しないことがあります。

〈東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱　第２の３〉

〈東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱　　第２の３〉

次のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

（１）児童福祉法、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

（２）児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第２（１）及び（２）に規定する保育所の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するもの

（３）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

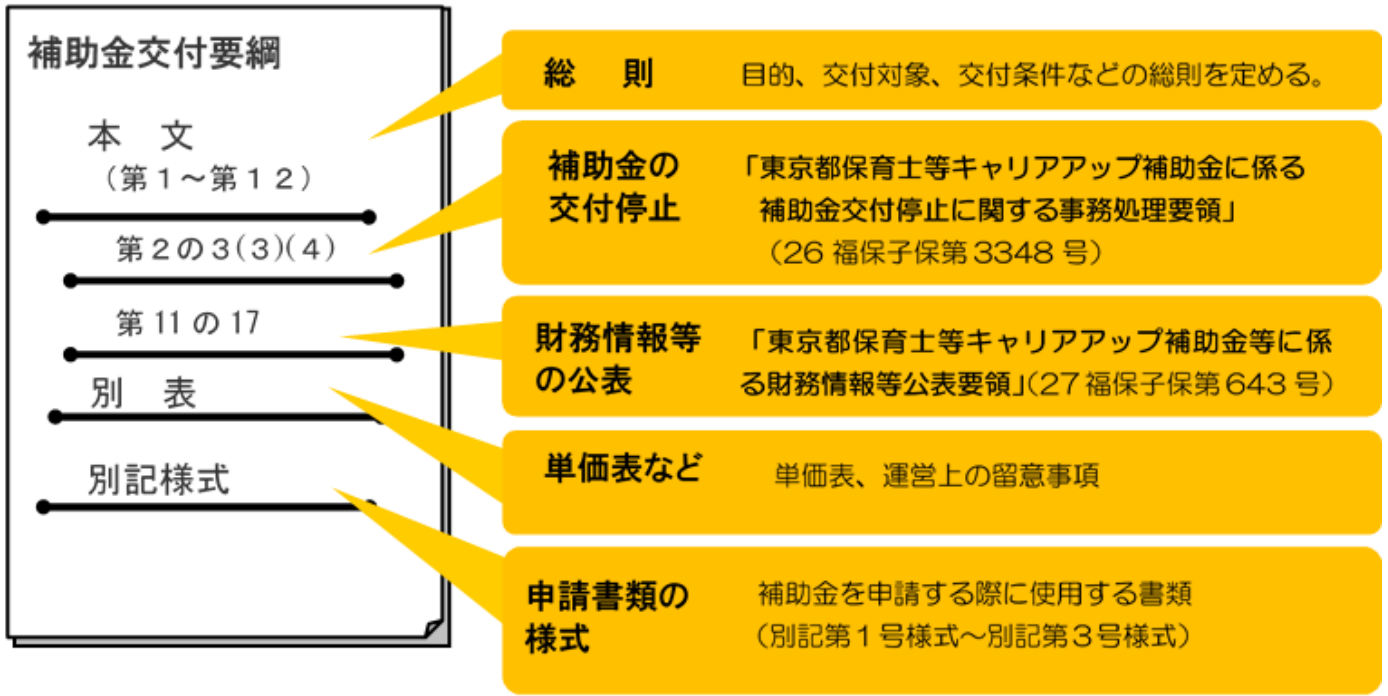
（４）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

交付要綱等

東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

◆　補助金は「要綱」という根拠規程に基づいて運用されています。

東京都保育士等キャリアアップ補助金は、「東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」に基づいて交付されています。



施設に備える書類

補助金の交付を受ける場合は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後５年間、施設で整理保管してください。

（東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱第11の16）

補助金の調査・監査

東京都では、補助金の適切な申請、交付を行っているかを確認するため、以下のとおり施設を訪問して、各補助金の調査及び監査を実施しています。

	新規交付施設現地調査	取組状況調査	財政援助団体等監査
調査対象	前年度に新規で交付対象となった全ての施設	無作為に抽出した施設	無作為に抽出した法人 （２０～４０法人程度）
調査時期	７月～１１月頃	７月～１１月頃	９月～１１月頃
調査時間	２時間程度（時間は前後することがございます）	２時間程度（時間は前後することがございます）	１日
調査員	東京都福祉局子供・子育て支援部 保育支援課保育助成担当	東京都福祉局子供・子育て支援部 保育支援課保育助成担当	東京都監査事務局
調査年度	前年度	前年度	前々年度及び前年度
調査方法	実績報告の内容が、施設の保管書類等の記録と一致しているかを確認	実績報告の内容が、施設の保管書類等の記録と一致しているかを確認	監査事務局より別途指示

補助金スケジュール

スケジュールの詳細

下記はスケジュールイメージです。実際のスケジュールは別途メール等でお知らせいたします。

日付目安	事務の流れ	内　容
前年度		
2月上旬	事セ → 施設	当初交付申請提出依頼
2月下旬	施設 → 事セ	当初交付申請提出期限
当年度		
4月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等４月分支出
4月末	事セ → 施設	当初交付決定通知書発送
5月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等５月分支出
6月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等６月分支出
7月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等７月分支出
8月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等８月分支出
9月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等９月分支出
10月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等１０月分支出
10月下旬	事セ → 施設	変更交付申請提出依頼
11月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等１１月分支出
11月下旬	施設 → 事セ	変更交付申請提出期限
12月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等１２月分支出
1月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等１月分支出
2月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等２月分支出
3月上旬	事セ → 施設	変更交付決定通知書発送、（超過交付の場合）納入通知書発送
3月中旬	事セ → 施設	精算書提出依頼発送
3月20日前後	都 → 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金等３月分支出
3月下旬	施設 → 都	変更交付決定に伴う超過交付金の納付期限
翌年度		
翌年4月上旬	施設 → 事セ	精算書提出期限
翌年5月下旬	事セ → 施設	実績報告提出依頼発送
翌年6月中旬	施設 → 事セ	実績報告提出期限
翌々年1月末	事セ → 施設	交付額確定通知書発送、（超過交付の場合）納入通知書発送
翌々年2月下旬	施設 → 都	交付額確定に伴う超過交付金の納付期限

※ 事セ ･･･ 事務処理センター

担当部署のご案内（お問い合わせ先）

東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金について



東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 保育助成担当

連絡先　直通　03-5320-7682

〒163-8001　東京都新宿区西新宿２－８－１

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp